

事業認可等に関する留意事項について

「水道事業等の認可の手引き」の改訂（平成23年10月3日）

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

「水道事業等の認可の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

■その他 認可等に関する取り扱い（運用）

○給水人口の増加に関する取り扱い

現在給水人口が一時的に計画給水人口を超える場合、その他の変更要件が無ければ、変更認可（又は届出）は、要しない。

○水需要予測の簡素化

「簡素化」の取り扱いとして、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いるのみでなく、社会的要因や実績との僅差を補正する場合も「簡素化」として取り扱う。

消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

消費税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げ

「消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて」（平成25年12月17日付け健水発1217第1号及び第2号厚生労働省健康局水道課長通知）により、円滑かつ適正な対応を依頼

通知概要

①消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について

■消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

- ・商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止。
- ・特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止。

■消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

- ・事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止（禁止される表示の具体例：「消費税は転嫁しません。」、「消費税率上昇分値引きします。」）。口頭も含めて禁止。

②水道料金に係る消費税の経過措置について

■平成26年4月1日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率（5%）によることとなる。

③その他

■各水道事業者等においては、今回の消費税率の引上げに伴う適正な転嫁等に関して、水道利用者の十分な理解を得るよう努めるとともに、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いする。また、供給規定を変更した場合は、水道法第14条第5項又は同条第6項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受けるようお願いする。

水道関係機関が実施する技術研修・講習等

日本水道協会による研修会・講習会 (<http://www.jwwa.or.jp/kensyu/>)

- ・浄水場等設備技術実務研修会
- ・漏水防止講座
- ・水道技術者専門別研修会
(水質管理部門、導送配水施設の設計施工と維持管理部門、高度浄水処理部門)
- ・水道事業事務研修会 (経営部門、労務部門)
- ・消費税実務講座
- ・未納料金対策実務研修会
- ・水道基礎講座
- ・新任水道事業管理者研修会
- ・水道技術管理者資格取得講習会 等

水道技術研究センターによる研修・講習会等 (<http://www.jwrc-net.or.jp/kenshuu-koushuu/event-schedule.html>)

- ・中小都市水道技術講習会
- ・水道技術セミナー
- ・膜ろ過浄水施設維持管理研修 等

国立医療保健科学院水道工学部による教育研修 (<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/kyouiku.html>)

- 特別課程
 - ・水道工学コース(水環境論、水道計画論、浄水処理技術特論、水質管理特論、特別研究)
 - ・クリプトスポリジウム試験方法コース
- 専門・専攻課程
 - ・水管理工学、都市水管理工学特論及び水処理工学特論

厚生労働省による研修

- ・水道技術管理者研修

水道事業等における活用可能な研究成果

(公財)水道技術研究センター による近年の研究概要

(公財)水道技術研究センター 公式HP: http://www.jwrc-net.or.jp		平成26年3月時点
研究名称	内容	備考
1 水道施設における診断評価・整備手法等	水道施設更新の促進に寄与することを目的とし、関連資料の体系的な整理手法、需要者との合意形成をえるための情報交換手法などを検討する一方、更新の必要性をPIに準じた指標で相対評価するデータベースソフト及び 浄水施設の更新費用算定・比較を簡単な手順で行うシュミレータを開発	H20～H23 Aqua10 Project http://www.jwrc-eto.jp/chousa-kenkyuu/aqua10/simulator_info.html
2 基幹水道施設の機能診断手法の検討	従来の水道施設の機能診断手法は、比較的实施難度が高く、また個別の水道施設ごとの評価手法のみでした。本研究では、 小規模事業者の職員が日常管理から得られるデータに基づき、簡便かつ合理的な施設評価ができる手法を開発	H20～H22 e-Pipe Project
3 地震による管路被害予測の確立に向けた研究	東北地方太平洋沖地震の水道管路被害データを含む、近年の大規模地震による管路被害を解析し、標準被害率に管種、微地形など各要因の補正係数を乗じて 被害件数を予測する管路被害予測式を提案	H23～H24 (研究期間)
4 管路の機能劣化予測及びハザードマップに関する研究(機能劣化予測に関する研究/ハザードマップ作成に関する研究/直接診断に関する研究)	50年超の管路における事故率の推定式を開発した。また、ハザードマップに関する研究では、アンケート調査を参考に、 管路事故率、断水人口、事故リスクの3種類についてシステムを開発	H20～H22 e-Pipe Project
5 管路施設のLCA研究、事業者及び住民に対する事業・更新PR手法に関する研究(LCAに関する研究/PR手法に関する研究)	施設建設・更新も考慮した環境対策を評価できる「水道版LCA手法」を開発した。また、水道事業の更新PR手法に関する研究では、「老朽管更新」をテーマに クロスメディア手法によるWEB誘導型のPR手法の効果について実験的に検証	H20～H22 e-Pipe Project
6 原水条件に応じた最適浄水システムの研究	施設更新を行うに際し、その地域に最も適した浄水処理技術の選択するための指針を作成	H17～H19 e-Water II Project http://www.jwrc-net.or.jp/tools/ewater2macro.html
7 原水水質悪化への対応の検討	近年の異常気象による高濁度水の発生等を受け、 中小事業者が比較的容易に採用が可能な浄水処理プロセスや対応方法を「原水高濁への対応の手引き(案)」として平成25年度末に取りまとめ	H23～H25 (研究期間)
8 耐震化促進等に関する検討	老朽化した浄水施設の耐震性強化のために、 中小水道事業者を念頭に置いて簡易耐震診断手法を改善した「浄水施設簡易耐震診断の手引き(案)」を平成25年度末に取りまとめ	H23～H25 (研究期間)

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、

平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業

- 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る)
- ※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象

事前評価

事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施

再評価

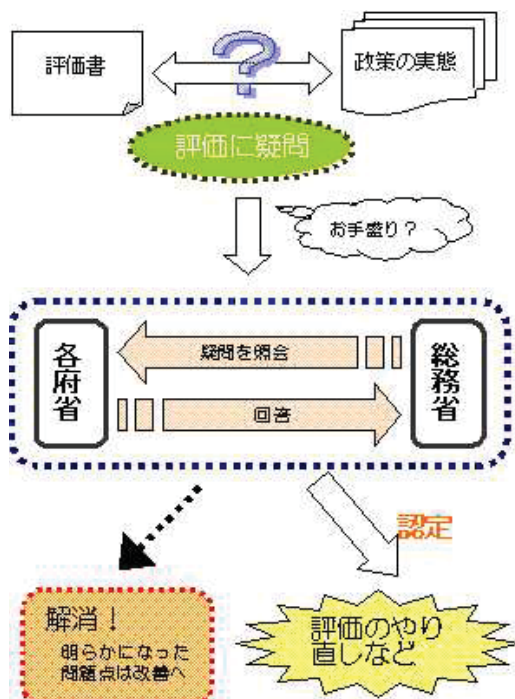
事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施

なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)

また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

総務省の点検(認定活動)について

総務省による政策評価の内容点検 《認定関連活動》



《総務省による点検概要》

- (1) 総務省により各府省の政策評価について、「社会経済の実態を反映していないのではないか」など評価の内容面の点検が行われる。
- (2) 疑問を抱いたものについて、各府省に事実関係や考え方の照会などが行われる。
- (3) 疑問が解消しない場合には、必要に応じて評価のやり直しなどの必要性が「認定」されることとなる。また、疑問が解消した場合でも、この過程で明らかになった問題点は、各府省に改善を求められる。

《総務省による最近の公共事業に係る政策評価の点検結果》

- 平成22年度の点検結果(平成23年8月26日)
点検対象 4省11事業124件
このうち、52件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、簡易水道施設整備事業について4件の指摘あり。
- 平成23年度の点検結果(平成24年3月30日)
点検対象 3省10事業51件
このうち、11件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、特に指摘は無し。

《指摘事項の類型 (平成23年度点検結果からの事例)》

- ①計上する便益の算出過程に疑義
- ②計上する費用の算出過程に疑義
- ③評価結果に関する説明が不十分
- ④需要予測に疑義
- ⑤計上されている費用及び便益の現在価値に疑義
- ⑥費用として計上しないことに疑義

ダム検証の状況

2月21日現在、83ダム事業のうち、64ダム事業で検証が済み、このうち44ダム事業が継続、20ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	15 新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぼんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、ハツ場ダム(関東地方整備局)、新丸山ダム(中部地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、山鳥坂ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)、本明川ダム(九州地方整備局)、鳴瀬川総合開発(東北地方整備局)、鳥海ダム(東北地方整備局)	1 小石原川ダム	28 厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、鳥羽河内ダム(三重県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、波積ダム(島根県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、栂川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、川内沢ダム(宮城県)、矢原川ダム(島根県)、木屋川ダム再開(山口県)	44
中止	4 戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)	0	16 奥戸生活貯水池(青森県)、筒砂子ダム(宮城県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)、有田川総合(佐賀県)	20

※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成(2月21日時点)

水利権の更新手続きについて(河川法第23条及び第24条許可申請関係)

河川法第23条(流水の占有)及び第24条(土地の占有)の許可(更新)申請については、水道事業者から河川管理者(国交省)へ申請された後、国交省にて審査され、許可までの間に、厚生労働省への協議がなされる。→河川法第35条(関係行政機関の長との協議)

○水利権の更新にかかる上記手続きにあたっての河川法第35条協議について、
水利権の許可期限を過ぎてから、協議書が送付(河川管理者→厚生労働省)されるケースがある。

■安定水利権

○許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存する。

→河川管理者に申請した時点(不許可にならなければ)で、**水利権は消滅しない。**

■暫定水利権

○許可期間が短期(原則として1年～3年)であり、その期限が過ぎれば失効する。

→更新申請していない場合、許可期限が**満了になった時点で、権利消滅との解釈も...**
安定水利権よりも弱い立場

※水道事業者等に対するそれぞれの「水利使用規則」では、一般的に「許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6月前から1月前までの間にしなければならない。」と定められている。

各水道事業者において、水利権の更新(特に暫定水利権)を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間(許可期限の6ヶ月前～1ヶ月前)のうち、できる限り早い時期に更新許可の申請を提出するよう、対応に留意するようお願いする。